

郡山市産学金官連携コーディネート・DX加速化事業支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内事業者のDXの推進を図るため、産学金官連携コーディネート・DX加速化事業による支援を受け、デジタル技術を活用した生産性向上、業務効率化等を図る取組み（以下「事業」という。）を実施した者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付の対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 産学金官連携コーディネート・DX加速化事業において支援を受けた取組みを実施する者
- (2) この要綱に定める補助対象経費に関し、国又は地方公共団体から補助金の交付を受けない者
- (3) 過去に同様の取組み内容によって、この要綱による補助金又は郡山市DX推進補助金交付要綱（令和2年8月31日制定）による補助金の交付を受けたことがない者
- (4) 市税等（個人市民税、法人市民税、固定資産税（都市計画税を含む。）、軽自動車税、事業所税、入湯税及び国民健康保険税をいう。）を滞納していない者
- (5) 代表者又は役員が郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当していない者

(補助金の交付の対象経費等)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に定める経費とし、補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内で100万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の対象期間)

第4条 補助金の交付の対象となる期間は、補助金の交付を受けようとする会計年度（財政法（昭和22年法律第34号）第11条に規定する会計年度をいう。）の3月31日を末日とする1年間とする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、前条の対象となる期間の末日の属する会計年度の3月末日までに、規則第4条の補助金等交付申請書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 支出内訳書（第1号様式）
- (2) 同意書兼誓約書（第2号様式）
- (3) 領収書の写し等補助対象経費の内訳の確認ができる書類
- (4) 産学金官連携コーディネート・DX加速化事業の提案書

- (5) 郡山市産学金官連携コーディネート・DX加速化事業支援補助金交付申請に係る確認書
- (6) 登記事項証明書（個人事業主にあつては、住民票及び開業・廃業等届出書の写し）
- (7) 補助金の振込先金融機関の通帳等の写し（金融機関名、支店等名、口座番号及び口座名義人が確認できるもの）
- (8) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項に規定する補助金の交付の申請は、規則第4条の2第3項の規定により、事業の実績に基づき精算額で行うものとする。
（補助金の交付の条件）

第6条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。
- (2) 市長が必要に応じて行う調査に協力すること。

（補助金の額の確定）

第7条 規則第15条第3項の規定により同条第1項の補助金等交付額確定通知書は、省略するものとする。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象経費	補助対象経費区分	補助対象経費の説明
事業の実施に要する経費（消費税及び地方消費税額は除く。）	報償費	・外部専門家又は研修に係る講師に対する謝金
	旅費	・外部専門家又は研修に係る講師に対する旅費
	需用費（取得価格10万円未満の物品の購入費）	・パソコン、タブレット等の機器の購入費
	役務費	・システム又はアプリケーションの導入に係る初期費用、利用料及び設定費 ・システム構築費用 ・パソコン又はタブレットの購入又は台数増に伴う関連ソフト導入費用及び設定費
	委託料	・企業等によるコンサルティング又は研修に係る費用
	使用料及び賃借料	・パソコン、タブレット等の機器のリース費用
	備品購入費（所得価格10万円以上の物品の購入費）	・パソコン、タブレット等の機器の購入費

第1号様式（第5条関係）

支出内訳書

申請者名	
------	--

1 支出内訳

経費内容	補助対象経費（円）	確認書類 No.
合計	①	

※ 補助対象経費は消費税及び地方消費税額を除いた金額としてください。

※ 補助対象経費の内訳が確認できる書類及び領収証書の写し等を添付してください。

2 補助金交付申請額

円	上の表の①に3分の2を乗じた数値（千円未満切捨て）を記入してください。
---	-------------------------------------

※ 補助金交付申請額は100万円が上限です。

3 補助金振込口座

(1) 金融機関名	(銀行コード：)
(2) 支店名	(支店コード：)
(3) 預金種別	
(4) 口座番号	
(5) 口座名義（フリガナ）	

※ 当該口座の預金通帳等の写しを添付してください。

第2号様式（第5条関係）

同意書兼誓約書

年 月 日

郡山市長

申請者 所在地 _____
(フリガナ)
申請者名 _____
(フリガナ)
代表者名 _____

電話番号 _____

郡山市産学金官連携コーディネート・DX加速化事業支援補助金の申請にあたり、下記の事項について同意及び誓約します。なお、誓約した事項に偽りがあることが判明した場合には、交付された当該補助金の全部又は一部を返還することに同意します。

記

1 税務担当課へ次の税目の納付状況（税目・税額・申告の有無等）を照会することに同意します。

【照会税目】

個人市民税、法人市民税、固定資産税（都市計画税を含む。）、軽自動車税、事業所税、入湯税及び国民健康保険税

2 次の項目に該当いたしません。

- (1) この要綱に定める補助対象経費に関し、国又は地方公共団体から補助金の交付を受ける者
- (2) 同様の取組み内容によって、郡山市産学金官連携コーディネート・DX加速化事業支援補助金又は郡山市DX推進補助金の交付を受けたことがある者
- (3) 市税等（個人市民税、法人市民税、固定資産税（都市計画税を含む。）、軽自動車税、事業所税、入湯税及び国民健康保険税をいう。）を滞納している者
- (4) 代表者又は役員が郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条に指定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当している者

3 申請書の記載内容及び添付書類に一切の虚偽はありません。